

## **[事案 27-262] 年金増額支払請求**

・平成 28 年 9 月 30 日 和解成立

### ＜事案の概要＞

契約時に、募集人から提示のあった手書き文書の記載が契約内容になっていることを理由に、同文書記載の年金額の支払いを求めて申立てのあったもの。

### ＜申立人の主張＞

平成 17 年 12 月に契約した変額保険(年金受取型)について、募集人から手書きの文書により、「運用実績が 0 パーセントを下回る場合も文書記載の年金額が保証される」との説明を受けたが、虚偽であった。文書記載どおりの年金額を支払ってほしい。

### ＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が手書きの文書を作成し、交付したことにより誤解を与えたことは認めるが、手書き文書の内容が契約内容にはならない。
- (2) 年金原資は契約時に支払われた一時払保険料を上回っており、損害が発生していない。

### ＜裁定の概要＞

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、手書き文書記載の年金額を支払うことを内容とする契約が成立しているとは言えないことから、文書記載どおりの年金額の支払いを認めることはできない。しかしながら、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 手書き文書により申立人が年金額の最低額が書面記載の金額であると誤信したことには争いが無い。
- (2) 手書き文書は、運用実績が 0% を下回るような場合であっても、最低年金額が同文書記載の金額となるとの誤解を招く記載になっている。手書き文書による説明を行ったことは不適切であり、本件紛争を招いた一因となったことは否定できない。